

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領

平成28年4月11日 制定
令和8年1月14日 最終改定
観観産第305号
観参第814号
観参第823号

この交付要領は、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和8年1月14日 観観産第304号、観参第813号、観参第822号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域における受入環境整備促進事業補助金の交付等地域における受入環境整備促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

（略）

附 則

第1条 この要領は、令和8年1月14日から施行する。

第2条～第3条 （略）

（地域一体となった観光産業の効率化支援事業）

第4条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

（以下略）